

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

氏名

神河町長 山名宗悟

住 所

氏名

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、「1の個別事項」に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

神河町は、経営管理権集積計画の「1の個別事項」に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に、その一部を森林所有者に支払う事業を実施する場合があること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、神河町は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負うこと。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、森林所有者に善管注意義務を負い、森林所有者は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また神河町は、この経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負うこと。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、森林所有者に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、神河町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定されること。

神河町に設定された経営管理権は、公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

森林所有者は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担すること。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 神河町は、森林所有者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができること。
 - ア 森林所有者が偽り、その他不正な手段により神河町に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 神河町は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができること。
- ③ 森林所有者は、経営管理権集積計画の「1の個別事項」に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、神河町の同意を得るものとする。
- ④ 森林所有者及び神河町は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 神河町は、経営管理の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは神河町以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは神河町以外の者に使用させることができること。
- ② 神河町は、経営管理のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は神河町以外の者に設置させることができること。
- ③ 神河町は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から該当立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができること。

(8) 森林所有者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには神河町が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）森林所有者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、神河町は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができること。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 神河町は、神河町の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 神河町の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、神河町は損害賠償責任を負わないこと。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、森林所有者と神河町との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は森林所有者に帰属するものとする。

(12) 森林所有者の通知及び届出

- ① 森林所有者は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ神河町にその旨を通知しなければならないこと。
- ② 森林所有者及び森林所有者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、森林所有者が住所又は名称を変更した場合、森林所有者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく神河町に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

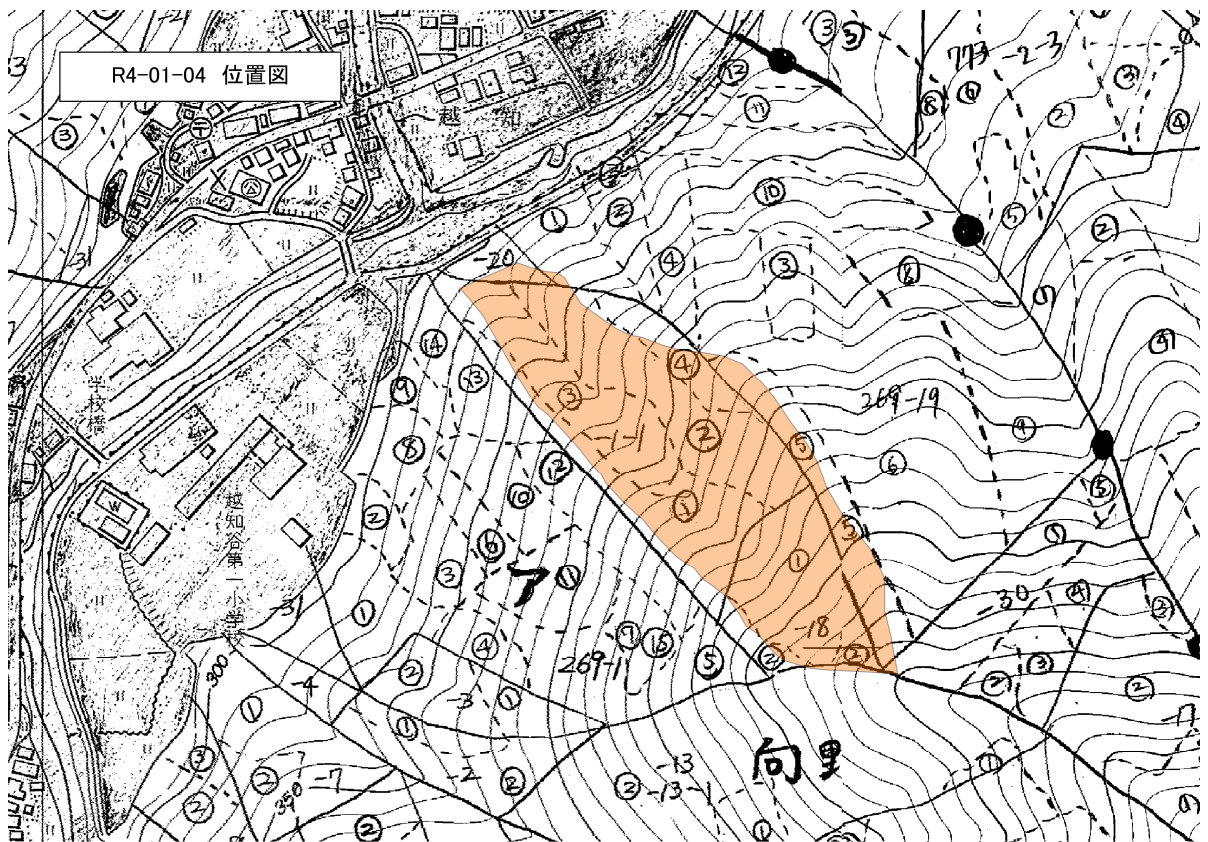
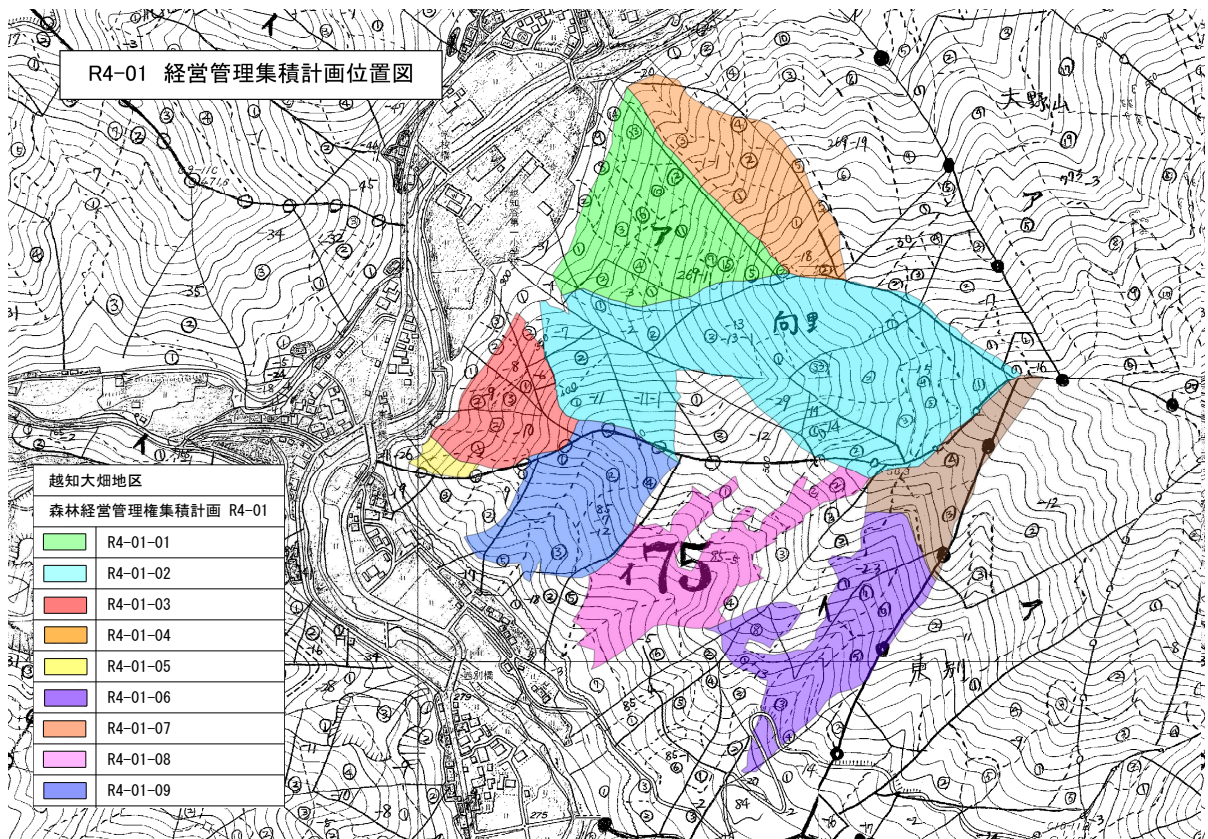
- ① 神河町は、森林所有者から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、森林所有者の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、神河町が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、森林所有者及び神河町に経営管理受益権を設定することができること。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、森林所有者は経営管理実施権者に義務履

行を求めることができる。なお神河町は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を聴取する義務のみを負うこと。

③ 森林所有者が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理集積計画により設定された経営管理受益権に基づき神河町から支払いを受けたものとみなすこと。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、森林所有者、神河町が協議して定めること。



所在・地番	林班	小班	地目	面積ha
神河町越知字向野 269-18	75	ア	山林	2.85
神河町				